

概 要

審査請求人が受診した病院への移送費については、通院費の支給対象であるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成○年○月○日○時頃、徒歩で出勤途中、自転車と衝突し負傷した。翌日、左手・左肘・頸部等が痛むため、A病院を受診し、当日、自宅近辺の薬局にて処方せんを提出したところ、処方せんに不備があり、外用薬の支給を受けることができなかった。その翌日、隣接する市町村のB病院を自宅から自家用車で受診し、外用薬の支給を受けた。請求人は、その通院費を監督署長に請求したところ、監督署長は通院費の支給基準に該当しないとして、支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、「通院は適切であった」と述べている。

3 原処分庁の意見

請求人は、平成○年○月○日の負傷後、A病院を受診し、院外処方箋を受けたが、処方箋に不備があったため、別のB病院を自宅から自家用車で受診し、薬の支給を受けた。

B病院への受診は、請求人の判断により選択して受診したものであり、通院費の支給基準である、「傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に存在する当該傷病の診療に適した医療機関へ通院したとき」「傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に存在する当該傷病の診療に適した医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき」「傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内及び隣接する市町村内に存在する当該傷病の診療に適した医療機関がないため、それらの市町村を超えた最寄りの医療機関へ通院したとき」のいずれにも該当しない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、「受傷当日、A病院で処方箋をもらい、薬局に行ったが処方箋に不備があり、薬がもらえず、A病院との連絡もとれなかった。翌日、痛みが耐えられない状態となったので病院を探したが、その日は祝日であり、同一市町村内の病院が開いておらず、整形の担当医が在籍するB病院まで行く必要があった。」と申し立てている。
- (2) 請求人居住地の指定救急病院はC病院であるが、同病院は、そのホームページにおいて、「休診日を日曜、祝祭日、年末年始とし、急患については、事前に電話でご確認ください。」としている。C病院に照会したところ、「電話で在籍していない担当科を希望する患者については、他の医療機関を紹介する。当日は、外科の医師は在籍していなかった。」との回答であった。

- (3) 以上より、負傷した翌日に請求人の居住地と同一市町村内に存在する当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等について検討すると、以下のとおりである。

請求人は、○市に居住しており、負傷した翌日は祝日で、当日に同市で開院している医療機関はC病院のみであったことが認められる。

上記(2)のとおり、C病院は、当日の担当医は外科でなく、電話で確認したとしても他の医療機関を紹介されるだけであったことが認められるから、請求人の居住地と同一市町村内に存在する当該傷病の診療に適した労災指定医療機関等は存在していなかったことが認められる。

したがって、請求人が受診したB病院への移送費については、「傷病労働者の住居地又は勤務地と同一市町村内に存在する当該傷病の診療に適した医療機関がないため、隣接する市町村内の医療機関へ通院したとき」に該当し、通院費の支給対象と認められる。